

令和5年第1回鬼北町議会定例会

令和5年3月9日（木曜日）

○議事日程

令和5年3月9日午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸般の報告
- 日程第3 議案第22号 令和4年度鬼北町用品調達特別会計補正予算（第2号）
について
- 日程第4 議案第23号 令和4年度鬼北町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
について
- 日程第5 議案第24号 令和4年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計補正予算
（第2号）について
- 日程第6 議案第25号 令和4年度鬼北町農業集落排水事業特別会計補正予算
（第3号）について
- 日程第7 議案第26号 令和4年度鬼北町公共浄化槽等整備推進事業特別会計補
正予算（第3号）について
- 日程第8 議案第27号 令和4年度鬼北町介護保険特別会計補正予算（第2号）
について
- 日程第9 議案第28号 令和4年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計補正予算
（第2号）について
- 日程第10 議案第29号 令和4年度鬼北町水道事業会計補正予算（第3号）につ
いて
- 日程第11 議案第30号 令和4年度鬼北町病院事業会計補正予算（第1号）につ
いて
- 日程第12 議案第31号 令和5年度鬼北町一般会計予算について
- 日程第13 議案第32号 令和5年度鬼北町用品調達特別会計予算について
- 日程第14 議案第33号 令和5年度鬼北町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第15 議案第34号 令和5年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計予算につ
いて
- 日程第16 議案第35号 令和5年度鬼北町介護保険特別会計予算について
- 日程第17 議案第36号 令和5年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計予算につ

いて

- 日程第18 議案第37号 令和5年度鬼北町水道事業会計予算について
日程第19 議案第38号 令和5年度鬼北町病院事業会計予算について
日程第20 議案第39号 令和5年度鬼北町下水道事業会計予算について
日程第21 発議第1号 鬼北町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

○本日の会議に付した事件

- 日程第3 議案第22号 令和4年度鬼北町用品調達特別会計補正予算（第2号）
について
日程第4 議案第23号 令和4年度鬼北町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
について
日程第5 議案第24号 令和4年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計補正予算
（第2号）について
日程第6 議案第25号 令和4年度鬼北町農業集落排水事業特別会計補正予算
（第3号）について
日程第7 議案第26号 令和4年度鬼北町公共浄化槽等整備推進事業特別会計補
正予算（第3号）について
日程第8 議案第27号 令和4年度鬼北町介護保険特別会計補正予算（第2号）
について
日程第9 議案第28号 令和4年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計補正予算
（第2号）について
日程第10 議案第29号 令和4年度鬼北町水道事業会計補正予算（第3号）につ
いて
日程第11 議案第30号 令和4年度鬼北町病院事業会計補正予算（第1号）につ
いて
日程第12 議案第31号 令和5年度鬼北町一般会計予算について
日程第13 議案第32号 令和5年度鬼北町用品調達特別会計予算について
日程第14 議案第33号 令和5年度鬼北町国民健康保険特別会計予算について
日程第15 議案第34号 令和5年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計予算につ
いて
日程第16 議案第35号 令和5年度鬼北町介護保険特別会計予算について

- 日程第17 議案第36号 令和5年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計予算について
- 日程第18 議案第37号 令和5年度鬼北町水道事業会計予算について
- 日程第19 議案第38号 令和5年度鬼北町病院事業会計予算について
- 日程第20 議案第39号 令和5年度鬼北町下水道事業会計予算について
- 日程第21 発議第1号 鬼北町議会の個人情報保護に関する条例の制定について

○出席議員（12名）

1番 坂本一仁	2番 兵頭稔
3番 高橋聖子	4番 中山定則
5番 末廣啓	6番 山本博士
7番 松下純次	8番 福原良夫
9番 程内覺	10番 松浦司
11番 赤松俊二	12番 芝照雄

○欠席議員（0名）

○議会事務局

議会事務局長 都 浩明 書記 伊藤夏美

○説明のため出席した者

町 長 兵頭誠亀	副町長 井上建司
企画振興課長 小川秀樹	総務財政課長 水野博光
危機管理課長 芝達雄	町民生活課長 善家直邦
保健介護課長 那須周造	環境保全課長 森 明
農林課長 松本秀治	森林対策室長 東 英範
建設課長 上田 司	水道課長 上田 司
日吉支所長 山本雄大	会計管理者 古谷忠志
教育長 松浦秀樹	教育課長 谷口浩司
農業委員会会長 川平定計	農業委員会事務局長 松本秀治
選挙管理委員会委員長 谷口清美	代表監査委員 田中清志

○副議長（赤松俊二君）

起立。

礼。

○議長（芝 照雄君）

改めて、皆さん、おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

午前9時00分 開議

○議長（芝 照雄君）

本日の議事日程は、別紙議事日程のとおりです。

このとおり議事を進めたいと考えておりますので、各位の御協力をお願いします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、鬼北町議会会議規則第127条の規定により、10番、松浦司議員、11番、赤松俊二議員、以上の両議員を指名します。

日程第2、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条第1項の規定により、本日の会議事件説明のため、出席を求めている者を報告をします。

町長、教育委員会教育長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、監査委員。

町長、教育委員会教育長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長を通じ、副町長、会計管理者、支所長、各課長等の出席を求めています。

これで諸般の報告を終わります。

ただいま兵頭町長から、昨日の中山議員の質疑に対しての答弁について誤りがあり、訂正したいとの申し出がありましたので、鬼北町議会会議規則第64条の規定を準用し、これを許可します。

○町長（兵頭誠亀君）

昨日の件につきまして、町民生活課長が発言をさせていただきます。

○町民生活課長（善家直邦君）

昨日の認定こども園条例の制定について、条例第2条の必要性に対する中山議員さんからの御質問の中で誤った答弁をしておりましたので、訂正をさせていただきたい

と思います。

私の答弁の中で、今後、例えば私立等の公立でない認定こども園を、もし町内に開設されることになった場合、この幼稚園型、幼保連携型等のいずれかの類型になる施設を設置していただくことになりましてとお答えいたしましたが、そちらを訂正させていただきますと思います。

正しくは、第2条の必要性については、町設置の認定こども園が類型を保育所型から変更する場合などに必要と考えており、他の自治体に倣って類型を規定するもののですに改めさせていただきますようお願いいたします。

誠に申し訳ございませんでした。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、了承ですか。

○4番（中山定則君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

日程第3、議案第22号、令和4年度鬼北町用品調達特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

おはようございます。

日程第3、議案第22号、令和4年度鬼北町用品調達特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明をいたします。

歳出につきましては、決算を見直し、用品調達費、一般会計繰出金について、所要額を補正するとともに、歳入につきましても、歳出に準じて補正しております。

この結果、歳入歳出それぞれ286万5,000円を減額し、予算の総額を1,510万円とするものであります。

予算内容の詳細につきましては、会計管理者が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○会計管理者（古谷忠志君）

それでは、議案第22号、令和4年度鬼北町用品調達特別会計補正予算（第2号）について御説明をいたします。

歳出から説明いたしますので、予算書、最後の6ページをお開きください。

1款、1項、1目、用品調達費を今回340万6,000円減額し、補正後の額を

575万円とするものです。内訳は、決算見込額を推計いたしまして、10節、需用費を40万6,000円、また、全庁的に購入すべき物品がなかったため、17節、備品購入費を300万円減額するものです。

次に、3款、1項、1目、諸費につきましては、54万1,000円を増額し、補正後の額を100万円とするものです。これは用品調達費、文書作業費の収支差引き見込み分を一般会計へ繰り出すため、27節、繰出金を増額するものです。

次に、歳入について説明いたしますので、前の5ページをお開きください。

1款、1項、1目、用品調達収入を決算見込みにより、296万円減額し、補正後の額を674万5,000円とするものです。

次に、3款、1項、1目、繰越金を座の設定として1万円計上いたしておりましたが、実績に合わせまして、9万5,000円増額し、補正後の額を10万5,000円とするものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから議案第22号、令和4年度鬼北町用品調達特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第23号、令和4年度鬼北町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第4、議案第23号、令和4年度鬼北町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明をいたします。

歳出につきましては、決算を見通し、保険給付費、保健事業費等を減額補正するとともに、歳入につきましては、国民健康保険税、保険給付費等交付金等を減額補正しております。

この結果、歳入歳出それぞれ1億7,904万8,000円を減額し、予算の総額を12億1,042万2,000円とするものであります。

予算内容の詳細につきましては、町民生活課長が説明いたします。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○町民生活課長（善家直邦君）

それでは、議案第23号、令和4年度鬼北町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御説明をいたします。

はじめに、歳出予算から説明いたしますので、7ページをご覧ください。

2款、1項、1目、一般被保険者療養給付費は1億2,600万円、同項、3目、一般被保険者療養費は120万円をそれぞれ18節、負担金補助及び交付金を減額するもので、決算見込みにより調整するものです。

次に、2款、2項、1目、一般被保険者高額療養費の18節、負担金補助及び交付金は4,100万円を減額するもので、決算見込みによるものです。

次に、6款、1項、1目、特定健康診査等事業費は、12節、委託料を79万8,000円減額するもので、特定健康診査委託料の決算見込みによるものです。

続いて、同款、2項、1目、保健衛生給付費は、174万円を減額するもので、18節、負担金補助及び交付金を114万円、20節、貸付金を60万円それぞれ決算見込みにより減額するものです。

7款、1項、1目、財政調整基金積立金は、24節、積立金を616万8,000円減額するもので、これは歳入歳出の決算見込みによる調整です。

次に、8ページをご覧ください。

9款、2項、1目、直営診療所勘定繰出金は、214万2,000円を減額するも

ので、診療所運営費の決算見込みによるものです。

続きまして、歳入予算の主なものについて説明いたしますので、5ページをご覧ください。

1款、1項、1目、一般被保険者国民健康保険税は、710万1,000円を減額するもので、1節、医療給付費分現年課税分から、6節、介護納付金分、滞納繰越分まで、いずれも決算見込みにより調整するものです。

続いて、4款、1項、1目、保険給付費等交付金は、1億6,695万1,000円を減額するもので、1節、普通交付金は、1億6,820万円を減額するもので、歳出2款の保険給付費の減額に伴う決算見込みによるものです。

続いて、同項、2節、特別交付金は、124万9,000円を増額するもので、保険者努力支援制度、特別調整交付金、県繰入金、特定健康診査等負担金の県補助金が決算見込み額等により、それぞれ減額、または増額されたことによるものです。

5款、1項、1目、利子及び配当金は、2,000円を増額するもので、財政調整基金利子の決算見込みによるものです。

6款、1項、1目、一般会計繰入金は、490万円を減額するもので、保険税軽減に係る国民健康保険基盤安定負担金の減額及び会計年度任用職員の給与分に係る補助金分を減額したことによるものです。

次に、6ページ、8款、3項、5目、貸付金元利収入は、60万円を決算見込みにより減額するものです。同項、6目、雑入は、50万2,000円を過年度保険給付費返還金の決算見込みにより増額するものです。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから議案第23号、令和4年度鬼北町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第24号、令和4年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第5、議案第24号、令和4年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明をいたします。

歳出につきましては、決算を見通し、医薬品衛生材料費、施設整備費等を減額補正するとともに、歳入につきましては、外来収入、医療施設整備事業債等を減額補正しております。

この結果、歳入歳出それぞれ3,062万5,000円を減額し、予算の総額を1億6,618万5,000円とするものであります。

また、地方債につきましては、事業の確定に伴い、限度額の変更を行うものであります。

予算内容の詳細につきましては、保健介護課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○保健介護課長（那須周造君）

それでは、議案第24号、令和4年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）について御説明をいたします。

まず、はじめに、歳出予算から説明をいたしますので、8ページをご覧くださいと思います。

1款、1項、一般管理費は、8節、旅費、代診医派遣に係る費用弁償を87万2,000円、10節、需用費を20万円それぞれ減額するものであり、決算見込みによ

り調整をするものです。12節、委託料を17万6,000円減額するもので、主な要因は、日吉診療所空調設備を個別電源への空調に改修をしたため、空調機器の保守に係る点検委託料が不要となったためによるものです。18節、負担金補助及び交付金は、代診医派遣負担金を301万5,000円減額するもので、三島診療所の常駐医師不在による愛媛県立中央病院等からの代診医師の派遣を依頼回数等を精査した結果によるものでございます。

次に、1款、2項、1目、研究研修費は、8節、旅費を30万4,000円、10節、需用費を10万円、18節、負担金補助及び交付金を1万3,000円それぞれ減額するもので、新型コロナウイルス感染症の影響により、国保学会等の研修会が中止されたため、減額をするものでございます。

続いて、2款、1項、1目、医療用機械器具費は、10節、需用費を20万円、11節、役務費を8万6,000円、12節、委託料を8万9,000円それぞれ減額するものであり、デジタルエックス線システム保守に係る点検委託料等について、決算見込みにより調整をするものです。また13節、使用料及び賃借料を162万3,000円減額するもので、在宅酸素使用料の減によるものでございます。

同項、2目、医療用消耗器材費は、10節、需用費を12万円、11節、役務費を12万5,000円それぞれ減額するものであり、医療用の消耗品費、クリーニング手数料等が減少したことによるものでございます。

次に、同項、3目、医療品衛生材料費は、10節、需用費を1,356万7,000円減額するもので、新型コロナウイルス感染症及び診療日数等の影響で患者が減ったことにより、医薬材料費及び血液検査等の件数が減少したことによるものでございます。

続いて、9ページ、3款、1項、施設整備費は、12節、委託料を8万1,000円、14節、工事請負費を1,005万4,000円それぞれ減額するもので、日吉診療所の空調設備管理業務及び空調設備工事に係る入札の減少金によるものです。

続きまして、歳入予算の主なものについて説明をいたしますので、6ページをご覧ください。

1款、1項、外来収入は、1目、国民健康保険診療報酬収入を92万5,000円、同項、2目、社会保険等診療報酬収入を90万9,000円、同項、3目、後期高齢者医療診療報酬収入を1,703万6,000円、同項、4目、一部負担金収入を53万7,000円、同項、5目、その他の診療報酬収入を56万7,000円それぞれ減額するもので、これは新型コロナウイルス感染症及び診療日数等の影響で患者が減っ

たことによる外来収入の減額でございます。

次に、同款、2項、2目、予防接種収入は、143万9,000円の増額をするもので、新型コロナウイルスワクチン等の予防接種収入でございます。

続いて、2款、1項、1目、自動車使用料を9万2,000円減額、同款、2項、1目、文書料を7万8,000円減額するもので、いずれも決算見込みにより調整をするものです。

4款、2項、1目、事業勘定繰入金は、国民健康保険特別会計からの繰入金でございますが、診療所運営費が減少したことにより、214万2,000円を減額するものです。

次に、6款、1項、1目、雑入は、132万2,000円増額するもので、2節、個別接種協力金に係るサテライト型医療機関協力金を増額計上するものでございます。

続いて、7ページ、7款、1項、1目、医療施設整備事業債は、1節、診療所機器整備事業債を100万円、2節、診療施設整備事業債を1,010万円それぞれ減額するもので、分包機及びエックス線画像処理ユニット医療用機械器具の整備購入費、空調設備工事等に係る入札減少金の発生によるものでございます。

続きまして、第2表、地方債補正について説明をいたしますので、3ページをご覧くださいと思います。

分包機及びエックス線画像処理ユニット、医療用機械器具の整備購入費、空調設備工事等に係る入札減少金が発生、事業費が減少したため、限度額を2,020万円に減額変更するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから議案第24号、令和4年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第25号、令和4年度鬼北町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第6、議案第25号、令和4年度鬼北町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明をいたします。

歳出につきましては、決算を見通し、施設管理費について減額補正し、予備費を増額補正といたしております。

歳入につきましては、施設加入負担金を増額補正といたしております。

この結果、歳入歳出それぞれ76万9,000円を増額し、予算の総額を1億41万9,000円とするものであります。

予算内容の詳細につきましては、環境保全課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○環境保全課長（森 明君）

それでは、議案第25号、令和4年度鬼北町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）につきまして説明いたします。

歳出から説明いたしますので、6ページをお開きください。

2款、1項、1目、施設管理費を646万6,000円減額し、補正後の額を4,503万9,000円とするものであります。8節、旅費、10節、需用費、11節、役務費につきましては、決算見込みによりそれぞれ減額するもの、12節、委託料の浄化槽管理及び水質検査につきましては、入札執行及び実績等により減額するものであります。

次に、4款、1項、1目、予備費を723万5,000円増額し、補正後の額を923万5,000円とするものであります。増額理由につきましては、令和5年度より特別会計から公営企業会計へ移行します。

一般会計繰出金の一部を4月から公営企業会計の現金預金の資産として運営していくため、歳入歳出の差額分、今回の723万5,000円を繰出金、繰入金での補正ではなく、予備費にて調整をするものであります。

次に、歳入について説明いたします。

5ページをお開きください。

1款、1項、1目、農業集落排水施設負担金は、2名の新規加入により76万9,000円増額するものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから議案第25号、令和4年度鬼北町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第26号、令和4年度鬼北町公共浄化槽等整備推進事業特別会計補

正予算（第3号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第7、議案第26号、令和4年度鬼北町公共浄化槽等整備推進事業特別会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明をいたします。

歳出につきましては、決算を見通し、施設整備費、施設管理費について減額補正するとともに、予備費を増額補正といたしております。

歳入につきましては、国・県支出金、町債等を減額補正といたしております。

この結果、歳入歳出それぞれ1,738万4,000円を減額し、予算の総額を6,628万6,000円とするものであります。

また、地方債補正につきましては、事業の確定に伴い、限度額の変更を行うものであります。

予算内容の詳細につきましては、環境保全課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○環境保全課長（森 明君）

それでは、議案第26号、令和4年度鬼北町公共浄化槽等整備推進事業特別会計補正予算（第3号）につきまして説明いたします。

歳出から説明いたしますので、8ページをお開きください。

1款、1項、1目、施設整備費を1,636万5,000円減額し、補正後の額を1,851万9,000円とするものであります。10節、需用費は、決算見込みにより13万円減額するもの、14節、工事請負費は、浄化槽設置数が当初予定の33基から14基になったことにより1,623万5,000円減額するものであります。

次に、2款、1項、1目、施設管理費を536万減額し、補正後の額を3,415万9,000円とするものであります。8節、旅費、11節、役務費、18節、負担金補助及び交付金につきましては、決算見込みによりそれぞれ減額するもの、12節、委託料につきましては、入札執行及び保守点検件数の減により429万3,000円減額するものであります。

次に、4款、1項、1目、予備費を434万1,000円増額し、補正後の額を454万1,000円とするものであります。増額理由につきましては、先ほどの農業集落排水事業特別会計予算と同様に、一般会計繰出金の一部を4月から公営企業会計の現金預金の資産として運用していくため、歳入歳出の差額分434万1,000円を繰出金、繰入金での補正ではなく、予備費にして調整するものであります。

続きまして、歳入について説明いたします。

6ページをお開きください。

1款、1項、1目、公共浄化槽等整備推進事業費受益者分担金の136万円減額は、浄化槽設置数の減によるものであります。

2款、1項、使用料、及び2款、2項、手数料の補正につきましては、決算見込みによるものであります。

3款、1項、1目、及び4款、1項、1目の補助金の限度額理由は、工事請負費など施設整備費の減によるものであります。

7款、1項、1目、雑入につきましては、消費税の確定申告額に基づき補正するものであります。

8款、1項、1目、公共浄化槽等整備推進事業債の減額補正につきましては、当該事業費の減によるものであります。

続きまして、3ページをお開きください。

第2表、地方債補正につきましては、2つの事業債の限度額690万円を280万円とするものであります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前に同じであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから議案第26号、令和4年度鬼北町公共浄化槽等整備推進事業特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第27号、令和4年度鬼北町介護保険特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第8、議案第27号、令和4年度鬼北町介護保険特別会計補正予算(第2号)について、提案理由の説明をいたします。

歳出につきましては、決算を見通し、保険給付費、地域支援事業費等について所要額を補正いたしております。

また、歳入につきましては、介護給付費国・県負担金、介護給付費交付金等を減額補正といたしております。

この結果、歳入歳出それぞれ1億4,267万5,000円を減額し、予算の総額を16億1,197万5,000円とするものであります。

予算内容の詳細につきましては、保健介護課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○保健介護課長(那須周造君)

議案第27号、令和4年度鬼北町介護保険特別会計補正予算(第2号)について御説明をいたします。

歳出から御説明をいたしますので、9ページをお開きください。

主なものについて説明をいたします。

1款、2項、1目、賦課徴収費につきましては、介護保険料に係る通信運搬費に不用額が生じる見込みであり、15万円減額補正をするものです。

同款、3項、1目、介護認定審査会費につきましては、介護認定審査会委員会委員の人件費等を実績に基づき、25万8,000円減額補正するものです。

同項、2目、認定調査費につきましては、決算見込みにより不用額が生じるため、30万円減額補正をするものです。

9ページ、2款、保険給付費から、11ページまでの3款、地域支援事業費につきましては、それぞれの項目について決算見込みにより不足する見込みの額を増額補正、

または不用額が生じる見込みのものについては、それぞれ減額補正をいたしております。

11ページに移りまして、4款、1項、1目、介護給付費準備基金積立金につきましては、令和5年3月31日時点において、基金利子が増額となる見込みであり、1万5,000円を増額補正するものでございます。

次に、歳入について説明をいたしますので、6ページをお開きください。

今回の歳入補正につきましては、歳出の補正に伴います事業の確定及び決算見込みによる補正が主な原因であります。

主なものを説明いたします。

1款、1項、1目、第1号被保険者介護保険料につきましては、319万円を減額補正し、補正後の額を2億5,615万円とするもので、決算見込みにより減額補正するものでございます。

次に、4款、1項、国庫負担金、同款、2項、国庫補助金につきましては、保険給付費等の決算見込みにより所要の額を補正するものでございます。

7ページに移りまして、5款、1項、支払基金交付金につきましては、交付対象となる保険給付費等の決算見込みにより減額補正をするものでございます。

次に、6款、1項、県負担金、同款、2項、県補助金につきましては、保険給付費等の決算見込みにより所要の額を補正するものでございます。

8ページに移りまして、8款、1項、一般会計繰入金につきましては、1,811万5,000円を減額し、補正後の額を2億6,608万4,000円とするもので、歳入歳出の決算見込みにより補正をするものでございます。

8款、2項、基金繰入金につきましては、5,173万9,000円を減額し、補正後の額を40万9,000円とするもので、歳入歳出の決算見込みにより不足額を基金から取り崩しをするものでございます。

続きまして、繰越明許費について説明をいたしますので、3ページをお開きください。

繰越明許費につきましては、年度内に事業が完了しない見込みのものについて、翌年度に繰り越して執行可能とするもので、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定業務（調査業務）について、繰り越しをするものでございます。

続きまして、給与費明細書について説明いたしますので、12ページをご覧ください。

比較の欄で説明をさせていただきます。

1、特別職の報酬額につきましては、27万4,000円の減額で、減の主な理由は、介護認定審査委員会委員の欠席により支給金額が減となったことによるものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから議案第27号、令和4年度鬼北町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第28号、令和4年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第9、議案第28号、令和4年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明をいたします。

歳出につきましては、決算を見通し、後期高齢者医療広域連合納付金を減額補正するとともに、歳入につきましては、後期高齢者医療保険料を減額補正いたしております。

す。

この結果、歳入歳出それぞれ1,258万円を減額し、予算の総額を1億8,442万8,000円とするものであります。

予算内容の詳細につきましては、町民生活課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○町民生活課長（善家直邦君）

それでは、議案第28号、令和4年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）について御説明をいたします。

はじめに、歳出予算から説明いたしますので、6ページをご覧ください。

2款、1項、1目、後期高齢者医療広域連合納付金は、18節、負担金補助及び交付金を1,258万円減額するもので、保険料等負担金徴収実績分の決算見込みによるものです。

続きまして、歳入予算について説明いたしますので、5ページをご覧ください。

1款、1項、1目、後期高齢者医療保険料は、1,258万円を減額するもので、その内訳は、1節、現年度分特別徴収保険料を990万円、2節、現年度分普通徴収保険料を250万円、3節、滞納繰越分普通徴収保険料を18万円それぞれ減額するもので、決算見込みにより調整をするものです。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから議案第28号、令和4年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第29号、令和4年度鬼北町水道事業会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第10、議案第29号、令和4年度鬼北町水道事業会計補正予算(第3号)について、提案理由の説明をいたします。

収益的支出においては、配水及び給水費消費税等を増額補正するものであります。

この結果、収益的支出を905万7,000円増額し、収益的支出総額を3億5,461万4,000円とするものであります。

また、資本的支出においては、工事請負費を増額補正するとともに、資本的収入において、企業債を増額補正、国庫補助金を減額補正いたしております。

この結果、資本的支出を593万7,000円増額し、資本的支出総額を6億1,914万2,000円とするとともに、資本的収入を559万3,000円増額し、資本的収入総額を4億5,496万3,000円とするものであります。

予算内容の詳細につきましては、水道課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○水道課長(上田 司君)

それでは、議案第29号、令和4年度鬼北町水道事業会計補正予算(第3号)について説明いたします。

補正予算説明書に基づいて説明いたしますので、6ページをお開きください。

収益的収入及び支出のうち、支出について、1款、1項、1目、配水及び給水費につきまして、600万円を増額し、補正後の額を8,645万1,000円とするものであります。電力料金値上げに伴う不足額を計上しております。

3目、減価償却費につきましては、減価償却額確定に伴います補正となっております。

1款、2項、3目、消費税につきましては、電気計装設備更新工事繰越しに伴いま

す、仮払い消費税が減となることによります、確定消費税不足分300万円を計上しております。

8ページをお開きください。

資本的収入及び支出のうち、支出について説明いたします。

1款、1項、1目、配水設備改良費につきまして、593万7,000円を増額し、補正後の額を4億524万8,000円とするものであります。これにつきましては、電気計装設備更新工事の追加工事といたしまして、モノレール設置工事、コンクリート構造物調査に伴います増額分となっております。

7ページをお開きください。

資本的収入及び支出のうち、収入について説明いたします。

1款、1項、1目、企業債につきましては、電気計装設備更新工事請負費増額に伴います、水道整備事業債の増額となります。

1款、2項、1目、国庫支出金につきましては、670万7,000円の減となっておりますが、当初計上しておりました補助対象事業費の減及び収入、入札減少金の発生によります減額となっております。

続きまして、9ページになりますが、キャッシュ・フロー計算書につきましては、補正予算に伴います現金の流れについて算定しておりますので、お目通しをお願いいたします。

続きまして、1ページをお開きください。

第2条であります。今ほど説明いたしました内容で、令和4年度鬼北町水道事業会計予算の第3条に定めまして、収益的支出の予定額を補正するものであります。

第3条では、資本的収入の予定額を補正するものであります。

2ページ、第4条では、第5条に定めまして企業債の限度額について補正するものでございます。

第5条といたしまして、第7条で定めております予定支出の各項の経費の金額の流用について、補正予算の計上に伴い、金額の変更を行うものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほう、よろしく願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから議案第29号、令和4年度鬼北町水道事業会計補正予算（第3号）についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第30号、令和4年度鬼北町病院事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第11、議案第30号、令和4年度鬼北町病院事業会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明をいたします。

収益的支出においては、医業費用を増額補正するとともに、収益的収入において、医業収益等を減額、医業外収益等を増額補正しております。

この結果、収益的支出を494万6,000円増額し、収益的支出総額を9億1,305万8,000円とするとともに、収益的収入を669万8,000円減額し、収益的収入総額を9億123万9,000円としております。

また、資本的支出においては、建設改良費及び固定資産購入費を減額補正するとともに、資本的収入において、企業債補助金を減額補正しております。

この結果、資本的支出を5,186万2,000円減額し、資本的支出総額を1億150万1,000円とするとともに、資本的収入を5,007万8,000円減額し、資本的収入総額を9,250万7,000円とするものであります。

予算内容の詳細につきましては、保健介護課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○保健介護課長（那須周造君）

それでは、議案第30号、令和4年度鬼北町病院事業会計補正予算（第1号）について説明をいたします。

補正予算説明書に基づき説明をいたしますので、6ページをお開きください。

はじめに、収益的収入及び支出のうち、収入について説明をいたします。

1款、1項、1目、入院収益につきましては、2,541万2,000円を減額し、3億7,700万円とするものであります。減となった主な要因は、入院患者の減と入院患者の在院日数の増による入院基本料が減となったことによるものでございます。

同款、2項、外来収益につきましては、302万5,000円を減額し、2億400万円とするものであります。減の主な理由は、前年度に引き継ぐコロナ禍により薬の長期投与による来院回数の減や、日常化している感染症予防対策であるマスク着用による風邪・インフルエンザ感染者の減によるものが大きいと考えられます。

同項、3目、その他医業収益につきましては、110万円を減額し、2,410万1,000円とするものであります。減の主な要因は、入院患者の減とコロナワクチン接種による町からの接種に係る委託料等の収入減によるものでございます。

同款、2項、6目、長期前受金戻入につきましては、1,840万円を増額し、受贈財産評価額等を5,580万4,000円とするものであります。これは補助金等により取得した固定資産の減価償却、除却処理を行う際に、償却見合い分を順次収益化するための措置でございます。

同款、3項、1目、訪問看護ステーション収益につきましては、46万円を減額し、3,170万円とするものであります。減の主な理由は、利用者の減によるものでございます。

同款、4項、2目、その他特別利益につきましては、519万9,000円を増額し、520万円とするものであります。これは新型コロナウイルス感染症自宅療養者健康管理支援業務補助金を計上するものでございます。

次ページに移りまして、支出について説明をいたします。

1款、1項、1目、給与費につきましては、46万5,000円を増額し、9,882万3,000円とするものであります。増の主な要因は、人事異動、人事院勧告による人件費等の増によるものです。

同項、2目、経費につきましては、1,657万5,000円を減額し、6億9,8

75万4,000円とするものであります。減の主な理由は、指定管理者へ交付する、11節、健康保険等診療報酬交付金が、病院事業収益が減になり、3,043万4,000円の減となることによるものです。11節、健康保険等診療報酬交付金が減となったことにより、11節、運営交付金が1,662万5,000円の増額となっております。

同項、3目、減価償却費につきましては、37万4,000円を減額し、5,418万9,000円とするもので、建物減価償却費及び医療用機械等減価償却費の確定に伴うものでございます。

同項、4目、資産消耗費につきましては、2,189万円を増額するもので、医療用機械等更新に伴い、老朽化した既存の機器等固定資産を廃棄し、帳簿価額を除去するものでございます。

同款、3項、1目、訪問看護ステーション費につきましては、46万円を減額し、3,170万円とするものであります。減の主な理由は、利用者の減によるもので、訪問看護ステーション収益分を訪問看護等報酬交付金として交付するものでございます。

続きまして、8ページをお開きください。

次に、資本金収入及び支出のうち、はじめに、中ほどにあります支出のほうから説明をいたします。

1款、1項、1目、建設改良費につきましては、168万7,000円を減額し、4,920万円とするものでございます。補正の理由は、医師公舎防水工事に係る設計監理委託料及び工事請負費、中央監視装置更新作業等の入札減少金等によるものであります。

同款、2項、1目、固定資産購入費につきましては、5,017万5,000円を減額し、3,700万1,000円とするものであります。補正の主な理由は、デジタルX線撮影装置等医療機器購入費の入札減少金等、及び一部機器の購入延期に係るものでございます。

次に、収入について説明をいたします。

1款、1項、1目、企業債につきましては、支出の1款、1項、1目、建設改良費及び同款、2項、1目、固定資産購入費の企業債対象経費に係る補正相当額を医療機器整備及び医療設備整備事業債からそれぞれ減額をするものでございます。

同款、2項、1目、他会計負担金につきましては、82万5,000円を増額し、847万5,000円とするものであります。補正の理由は、一般病棟男子トイレ改

修に係る経費を新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を活用するため、一般会計から繰入れをするものでございます。

同款、3項、1目、補助金につきましては、支出の1款、2項、1目、固定資産購入費のうち、高圧蒸気滅菌装置等の購入に係る県へき地医療拠点病院設備整備事業費補助金の交付決定によるものでございます。

続きまして、9ページをお開きください。

キャッシュ・フロー計算書につきましては、補正予算に伴う現金の流れについて算定しておりますので、お目通しをお願いいたします。

次に、1ページをお開きください。

第2条であります。今ほど説明いたしました内容により、令和4年度鬼北町病院事業会計予算の第2条に定めた業務の予定量を補正するものであります。

次に、第3条であります。前条と同様に、令和4年度鬼北町病院事業会計予算の第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を補正するものであります。

2ページに移りまして、次に、第4条であります。前条と同様に、令和4年度鬼北町病院事業会計予算の第4条に定めた、資本的収入及び支出の予定額を補正するものであります。

次に、5条であります。令和4年度鬼北町病院事業会計予算の第5条に定めた企業債について、事業の確定に伴い、限度額を改めるものであります。

起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、補正前に同じです。

3ページから5ページの補正予算実施計画については、割愛をさせていただきます。

次に、給与費明細について説明をいたしますので、10ページをお開きください。

1、総括について説明いたします。

比較の欄の合計で説明をさせていただきます。職員数については、増減ありません。給与費については、給料が54万8,000円の増、手当が134万9,000円の減、その内訳につきましては、下の手当の内訳のとおりでございますので、お目通しをお願いいたします。法定福利費は、7万5,000円の減で、合計で87万6,000円の減額でございます。減の主な理由は、人事異動及び人事院勧告によるものでございます。

次に、11ページの2、給料及び手当の増減額の明細につきましては、一般会計に準じて作成をいたしておりますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○9番（程内 覺君）

この補正予算を見てみますと、入院の患者さん、また診察の患者さん、全体的な人口減による減少で病院経営も大変なことではないかと思いますが、今後の展望について、町長にお伺いをしたいと思います。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

程内議員さんも心配をしていただいておりますということで、申し訳なく思っておりますけれども、コロナにおいて、やはり今まで以上に患者さんが減るのかなと思ったんですけれども、この秋口から少しまた盛り返しておるというようなことを聞いております。

それと、昨年、御理解いただいた病床数の変化といたしますか、100床を55床でやっておるといふところなんですけれども、これも看護師さんが、なかなか確保できないということで、その対応もあつたわけなんですけれども、その中で、そのうちの30%から40%を、来年から地域包括ケア病床という名前にして、入っていただいたときに単価を少しでも上げられる形のものを使うというふうなこともやっておりますし、それから、うれしいことに、今まで整形外科1名で、内田先生、難儀をされとつたんですけれども、内田先生の御了解もいただきまして、地元鬼北町御出身の整形外科医の先生が、今年の4月から帰っていただくようになりました。これは県のプラチナドクターバンクという制度をですね、県内でもあまり例はないらしいんですけれども、うちも提案しとつたんですけれども、それを見ていただいて、奈良県のほうから今回帰っていただくということで、本当にうれしい状況であります。

そういう地元の先生ということもあり、また、整形外科のほうの分を厚くできるということであり、そこら辺りについては、患者さんの今まで以上の信頼をいただけるんじゃないかなと私は思っております。できるところからといふところなんですけれども。

それと、昨年4月から赴任していただいた新しい内科の先生も人気もあつて、そこについても外来が減ってない部分の1つの要因ではないかなといふふうにも思っておりますし、ただ、経営の赤字の部分については、全国それぞれ難儀をしとるわけありますけれども、今の赤字幅というものを何とか御理解いただいて、極力、これ以上、悪化させないような形というものは努力してまいりますので、御理解をいただきたい

と思います。それで、よろしいでしょうか。

○議長（芝 照雄君）

程内議員、了承ですか。

○9番（程内 覺君）

了解。

○議長（芝 照雄君）

そのほか、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから議案第30号、令和4年度鬼北町病院事業会計補正予算（第1号）についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第31号、令和5年度鬼北町一般会計予算についてから、日程第20、議案第39号、令和5年度鬼北町下水道事業予算についてまで、以上9件を一括議題とします。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、日程第12、議案第31号、令和5年度鬼北町一般会計予算についてから、日程第20、議案第39号、令和5年度鬼北町下水道事業会計予算についてま

で、以上9件を一括議題とし、提案理由の説明を受けた後、総括質疑とすることに決定いたしました。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第12、議案第31号から、日程第20、議案第39号まで、令和5年度当初予算の議案に当たりまして、令和5年度一般会計、及び特別会計、並びに企業会計につきまして、町長として令和5年度施政方針を表明いたします。

お手元の資料をご覧くださいと思います。

はじめに、本日ここに令和5年度当初予算案を提案するに当たり、町長として町政運営に向けての所信の一端を申し上げ、議員各位並びに町民の皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

改めて、令和4年度を振り返りますと、コロナ禍感染拡大に加え、ロシアによるウクライナ侵攻、記録的な円安による原油価格・物価の高騰により、社会生活や経済活動が一段と厳しい状況に置かれる中、感染拡大防止対策をはじめ、町内経済の活性化、消費喚起、物価高騰への支援事業など、苦境にある町民・事業者の方々の支援に努めてまいりました。

一方、全国的に人口減少が加速する中、全国における昨年の出生数は、統計開始以来初めて80万人を割り込み、国においては、新たな少子化対策の取組について準備が進められているところであります。

本町においても、子育て環境の充実と支援策の強化を図り、国・県との連携、関係機関や民間と協働し、人口減少・少子化対策における取組を促進するあらゆる資源を最大限に活用し、皆さんが安心して住み続けられる魅力あるまちづくり、第二次長期総合計画に掲げる町の将来像の実現に向け、各種施策に全力で取り組んでまいります。

3ページをご覧ください。

それでは、令和5年度推進施策について御説明いたします。

1点目は、「特色ある産業を創り育てる」であります。

まず、農業の振興についてであります。物価高騰対策について、国・県の補助金等を活用し、農業経営を維持するための事業に取り組み、担い手不足については、体験農園、農業研修制度及び農業法人等への農業就業者支援事業の活用や、就農希望者に対しての農地探しや、技術研修など、一貫した就農支援を行い、農業の担い手の確保、育成に努めます。

併せて、担い手に対する農地の集約や集団化等を通じた農地の効率的かつ総合的な

利用促進を図るとともに、スマート農業の推進について、担い手農家、北宇和高校、新居浜高専及び関係機関との協議を進めるよう努めてまいります。

また、鳥獣害対策における新事業の展開につきましては、ジビエペットフード加工処理施設を整備し、捕獲した有害鳥獣を地域資源として有効活用を図るとともに、前年度に整備した減容化施設の運用と併せ、捕獲者の埋設に係る労力の軽減、農作物等の被害軽減に努めてまいります。また、ユズやキジをはじめとする特産品を使った加工食品などを開発・製造し、特産品の高付加価値化に努めてまいります。

次に、林業振興についてであります。新規林業就労者の労働環境の整備、森林環境譲与税を活用した林業就業者確保事業、森林環境整備事業の拡充を行い、南予森林管理推進センターにおいて実施している南予森林アカデミー事業を推進することにより、林業の担い手の育成確保と森林整備を図ってまいります。

また、必要な除間伐等を推進するため、木質バイオマス発電事業の燃料となる木材の安定的な供給と燃料となるチップの工場整備について、引き続き、関係機関との協議に努めてまいります。

次に、4ページ、6行目、商工業の振興についてであります。商工会との連携を図りながら、コロナ禍により疲弊した事業者の持続可能な企業活動の支援に努めてまいります。

また、雇用奨励金の交付や、資格取得に係る経費の補助など、鬼の町で暮らす働く支援事業を引き続き展開するとともに、中小企業振興資金制度の融資枠拡充など、企業活動における経済基盤の確保・支援に取り組んでまいります。

ふるさと納税の推進については、愛媛県や他の自治体との連携による共通返礼品の開発協議を進めるほか、ふるさと納税ポータルサイトによる発信力強化を図り、納税者の拡大に取り組んでまいります。

次に、観光・物産の振興についてであります。鬼のまちづくり事業を継続するとともに、予土線沿線市町とJR四国との連携事業を展開し、町の魅力発信と観光による交流人口の拡大に取り組んでまいります。

また、観光まちづくり法人の設立準備や、観光・物産事業者の創出に向けての土壌形成など、観光まちづくり事業について協議・準備に取り組んでまいります。

交流拠点整備については、令和5年度にリニューアルオープンを予定する成川溪谷休養センターにより新たな誘客を図るとともに、企業や観光事業者に対して観光施設の整備に要する経費を一部補助する観光施設整備事業費補助金を新たに創設し、町内観光客の増加に取り組んでまいります。

次に、雇用の創出についてであります。令和5年度においても、北宇和高校生を対象とした企業説明会を開催するなど、商工会、ハローワーク宇和島など、就労支援機関との連携を図ります。併せて、起業チャレンジ支援事業補助金を活用し、起業支援と雇用の創出を促すとともに、企業が参入しやすい環境づくりをすることで、サテライトオフィス施設とワーケーション拠点施設への事業所誘致を進めます。

5ページに移ります。

女性の活躍推進についてであります。人口減少の加速する当町において、女性の町外流出は深刻な課題であり、女性が仕事で自己実現し、家庭や子育て、趣味にも取り組める環境づくりに努めるとともに、本町で働きながら子育てをしたいと思える魅力あるまちづくりを目指し、結婚から子育てまでの切れ目のない支援、女性が活躍できる場の支援、整備に努めてまいります。

2点目は、「美しい自然を守り活かす」であります。

下から2行目、グリーンツーリズムの推進について、現在、町内には農家民宿が3軒あり、体験メニューの数も徐々に増えつつあります。

南予地域では「ふるさと南予感動体験」と題した体験型修学旅行の誘致・受入れに向けた取組が進められ、また実施されていることもあり、農家民宿、農家レストラン、貸農園、観光農園の開設、民家の改修等の支援など、さらなる受入れ体制の充実と魅力の向上に努めます。

6ページ、7行目、次に、エネルギー対策の推進についてであります。2050年度までの地域脱炭素社会の実現を目指し、地域課題の解決、地域の魅力と質を向上させる取組について、太陽光発電システムの補助、蓄電池・燃料電池システム設置のための補助、ゼロ・エネルギー・ハウス導入のための町単独補助事業や、国交付金事業の活用に向けた取組など、多様な事業展開により地域に根ざした再生可能エネルギーの普及を継続的に進めてまいります。

3点目は、「福祉の充実で安心生活を確保する」であります。

コロナ禍の影響により、新しい生活様式が定着しつつある中、個人が人としての尊厳をもって、その人らしい生活が送れるよう努力してまいります。

まず、地域医療体制の充実についてであります。北宇和病院については、指定管理者である社会福祉法人旭川荘との連携を一層推進するとともに、地域住民が安心して暮らせるための一次医療圏域における公的な医療機関として、信頼される医療機関を目指して、「地域の医療、介護、福祉、保健の包括的な連携」、「健全な病院運営」、「町民の健康を守り良質な医療の提供」に努めてまいります。

その一環として、現在3名の利用がある医師確保奨学金制度に加え、町内医療施設における人材の確保・定着促進を図るため、奨学金返還支援制度を創設いたします。

また、一般病床の一部を地域包括ケア病床に転換し、在宅復帰支援の充実を図るとともに、医療機器の更新をここ数年間のうちで大幅に計画実施しており、疾病の早期発見・早期治療に努めてまいります。

7ページ、次に、子育て支援策の充実についてであります。保育所については、統合によって、新設のきほくの里保育園と旧さくら保育所を認定こども園さくらに、旧小松保育所を認定こども園ゆずっ子にと、3園体制とし、充実した保育環境を整備するとともに、新たな保育サービスとして、保育時間の延長、一時預かり等を実施してまいります。また、病児保育については、実施に向け、現在関係機関と協議中でございます。

本町では、町立保育所、認定こども園、子育て支援センターゆめぼっけが中心となって、早朝、居残り保育や障がい児保育を継続して実施するほか、子どもたちが健やかに生まれ育つ環境づくりに取り組んでまいります。

また、保護者が仕事などで昼間家庭にいない小学校の児童に対し、放課後児童クラブを引き続き実施するとともに、児童の放課後居場所づくりとして、放課後子ども教室を継続いたします。あわせて、ひとり親家庭への支援として、教室に支援員を派遣し、子どもの基本的な生活習慣の習得支援や学習支援を行うひとり親家庭学習支援事業を継続実施いたします。

さらに、結婚、妊娠、出産に対する支援として、出産・子育て応援交付金や一般不妊治療の助成を行うなど、妊娠・出産に係る経済的な負担の軽減に取り組むほか、伴走型相談支援事業の充実や、新たに子育て支援ヘルパー派遣事業を展開するなど、子育て環境の充実を図ります。

家計に対する財政支援としては、多子世帯の保育料の軽減措置や、3歳以上の保育料の無料化、高校生までの医療費無料化は、引き続き実施し、子育てに係る経済的負担の軽減に努めるとともに、出生時と小学校入学時に一時金を支給する、すくすく鬼北っ子応援給付金において、新たに中学生入学時にも拡充して実施してまいります。

また、子育て世代の定住や空き家の活用を推進し、地域の活性化を図るため、子育て世帯が特定の地域に居住する場合に支援する、保育所遠距離通園支援事業や、子育て世帯特定地域居住支援事業を実施します。

さらに、新たな施策として、18歳以下の子どものインフルエンザ等の予防接種費用に対して補助金を交付するとともに、物価高騰に伴う学校給食の値上げを回避する

ため、学校給食費の一部を支援し、保護者の経済的負担の軽減を図ります。

次に、7ページから8ページ、高齢者福祉の充実についてであります。社会福祉協議会と連携し、地域の高齢者が気軽に立ち寄ることができる地域サロンの運営を支援するとともに、生きがいデイサービス、外出支援サービス、配食サービス等を引き続き実施します。

また、保健と介護が連携し、地域サロン等での介護予防の啓発に努めるとともに、介護認定には至らない虚弱な高齢者の方が利用可能な住宅改修事業や、福祉用具購入事業を新たに創設いたします。

また、シルバー人材センターの活用を支援し、高齢者の生活と社会参加による生きがいの充実を図るとともに、地域に活力を生み出し、地域社会の福祉と活性化を図ります。

さらに、第35回全国健康福祉祭（ねんりんピック愛顔のえひめ2023）が、今年10月に愛媛県で予定されており、本町では、スポーツ交流大会の1つであるペタンク競技の開催を予定しているため、大会が成功するよう準備を進めていきます。

次に、障がい者福祉の充実についてであります。令和5年度においても、支援体制づくりを推進するとともに、障害福祉サービスや障害児通所通所給付の提供、権利擁護や成年後見制度の利用促進、精神障害者小規模作業所の運営などを通じて、障がい者や障がい児の社会参加や就労機会の提供をさらに努めてまいります。

9ページ、11行目、4点目は、「整ったインフラで快適生活を守る」であります。

まず、防災・減災対策についてであります。近年、気象災害が、頻発化・激甚化しており、いつ大規模な災害が発生してもおかしくない状況と言われております。

このため、防災意識の向上を図るために、広報、回覧、ユーキャットを利用した啓発を強化するとともに、昨年度改訂した鬼北町地域防災計画の随時見直しや、避難行動要支援者の個別避難計画の作成を促進することにより、地域防災体制の確立を図ってまいります。

次に、情報基盤の整備・活用について、IP告知放送、インターネット、ケーブルテレビ等が安定して利用できるようにするため、計画的な機器の更新を図るほか、ローカル5Gを活用し、地域課題の解決や地域の活性化、高校魅力化に取り組んでまいります。

また、都市圏に本社を置く企業をターゲットとして、サテライトオフィス施設や、ワーケーション施設などを活用し、企業誘致や交流人口、移住及び定住人口の拡大に努めてまいります。

10ページ、5行目、都市計画の推進についてであります。JR近永駅を中心とした総合的・一体的なまちづくりを推進するため、近永駅周辺賑わい創出ビジョン・実施計画に掲げる目標達成に向け、引き続き、近永駅周辺賑わい創出事業に取り組んでまいります。

また、近永アルコール工場跡地の未利用地活用については、新たな保育所を中心とした子育て支援施設、公園、住民交流施設、商業施設などを盛り込んだ複合施設の建設など、引き続き様々な方向性を検討してまいります。

次に、交通環境の充実についてであります。交通系のカード決済を可能とする運賃決済システムの導入に向けた準備をするとともに、免許を持たない高齢者を対象とした新たな利用者割引支援事業の検討など、公共交通における利便性の向上と交通弱者救済のための施策を進めてまいります。

道路、橋梁の整備については、国道、県道、町道の促進に努めるとともに、安全性に配慮した維持、管理を実施します。特に、近年は、老朽橋梁の補修率アップを最重要課題の1つと位置づけております。

次に、空き家対策についてであります。人口及び世帯数の減少や既存の住宅・建築物の老朽化等に伴い、長期間使用されていない住宅・建築物が年々増加しており、管理に苦慮されている方などの相談も多くなっているところ。このような住宅を放置することは、火災や倒壊による危険や景観を損ねることにもつながるため、老朽危険空き家除去事業補助金交付制度、そして入居可能な空き家におけるデータベース化、そして移住希望者などとのマッチング事業、さらに、空き家改修補助事業などに取り組んでまいります。また、活用可能な空き家を借り受け、改装することで、安価な家賃で貸し出すといった再生物件活用事業にも引き続き取り組みます。

次に、11ページ、4行目、住宅・公園の整備についてであります。下鍵山公園の整備利用促進を計画しております。

また、賃貸共同住宅の整備に係る事業費の一部を補助する、民間賃貸共同住宅整備補助事業を新たに創設し、定住人口の増加、転出人口の抑制を図るとともに、企業、金融機関、不動産事業者と協働し、人口減少対策に取り組んでまいります。

次に、上下水道の整備・保守についてであります。本年度は、国庫補助事業により、西野々、生田地区の導水管・送水管更新工事に着手するほか、引き続き、鬼北町上水道の電気計装設備更新工事と、西野々、生田地区の配水管耐震管更新工事に取り組んでまいります。

また、令和5年度は、能力の低下したマンホールポンプの更新と清水地区マンホー

ルポンプ通報装置の改修整備を計画しております。

さらに、経営状況を的確に把握し、将来にわたる持続可能な事業運営を構築するため、令和5年4月1日より、農業集落排水事業と公共浄化槽等整備推進事業の2つの特別会計を下水道事業の公営企業会計に移行し、さらなる健全経営を目指してまいります。

11ページ、下の段、交通安全・防犯対策についてであります。高齢者の運転免許証自主返納者に対する給油・タクシー補助券の配布の継続、地域防犯灯のLED化への補助金交付などにより犯罪防止効果の促進を図ってまいります。

12ページ、10行目、5点目は、「充実した教育環境で心豊かな人を育む」であります。

まず、学校教育の充実について、自ら学び考える力をつけさせるとともに、学習習慣、生活習慣の確立及び学習指導の改善を図り、学力の向上につなげます。

また、小・中学生の英語の学力向上のため、外国語指導助手3名の常時配置や英語検定受験料の補助などを行い、支援の強化に努めます。

次に、特色ある学校づくりの推進についてであります。ICTを活用した教育の充実を図るため、GIGAスクール構想に基づいた児童生徒1人1台端末の活用を堅持推進し、質の高い教育を提供するとともに、子どもの心身の健康を守るため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどを引き続き必要配置いたします。

教育施設、設備の整備について、広見中学校新校舎の建築については、令和6年3月完成予定で整備を進めてまいります。

また、愛媛県立北宇和高校の安定した生徒の確保を図るため、高校と連携し、引き続き、全国募集に取り組むほか、入学により家庭で移住する世帯への家賃補助事業を導入し、生徒の安定確保と高校魅力化事業の推進に取り組んでまいります。

令和5年8月に完成予定の北宇和高校教育寮については、学校・地域・ハウスマスターとの連携を図りながら、適正な管理運営に努めるとともに、学校林を活用した魅力ある快適な寮として、全国に発信してまいります。

次に、生涯学習・生涯スポーツの充実についてであります。コロナ禍による地域や各種団体の活動、適切な運営は、地域社会にはなくてはならないものであると認識をいたしております。

また、公民館を拠点とした、いつでも、どこでも、誰でも学べる生涯学習の基盤整備や学習機会の提供を行い、自主的な活動が実施できるよう支援をいたします。

次に、伝統文化の継承・発展についてであります。伝統文化を映像に記録し、後

世に伝えるデジタルアーカイブ事業を実施します。

文化財の保護・活用についてであります。町内には、武左衛門一揆記念館、大野作太郎地質館、歴史民俗資料館など、歴史・文化を今に伝える施設や、等妙寺旧境内、そして岩谷遺跡などの貴重な史跡が多く点在いたします。これら先人が残した足跡を後世に正しく継承するとともに、地域の魅力として活用します。

等妙寺旧境内につきましては、一般公開に向け、等妙寺旧境内ガイダンス施設の整備が間近となり、その活用について、町の歴史・文化に関する講座、講演会、学習会などを実施し、鬼北町の歴史遺産について、広く町内外の多くの方に魅力を発信します。

次に、人権尊重、男女共同参画についてであります。学校教育において人権教育を推進するとともに、生涯学習の場や人権を考える集いなど、継続的に開催することにより人権意識の高揚を図ります。

以上でございます。

なお、部門別の事業内容についてであります。別冊で令和5年度課別主要施策を配付しておりますので、お目通しいただきますようお願いいたします。

提案いたしました当初予算のうち、一般会計につきましては、総務財政課長が、特別会計及び企業会計につきましては、担当課長がそれぞれ説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（芝 照雄君）

ここで、しばらく休憩をします。

再開を午前10時45分とします。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時45分

○議長（芝 照雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務財政課長（水野博光君）

それでは、令和5年度一般会計当初予算の概要について御説明いたします。

お手元にお配りしております、令和5年度予算の概要、A3縦の5枚物の資料になります。そちらに基づいて説明をさせていただきます。

まず、1ページの令和5年度当初予算総括表の一般会計の行をご覧ください。

令和5年度の一般会計当初予算の総額Aの欄になりますが、92億1,600万円

で、令和4年度当初予算と比較しますと、マイナス7億6,460万円、率にしまして7.7%の減となっております。

それでは、歳出について御説明いたしますので、資料4ページをご覧ください。
一般会計予算目的別内訳となっております。

1款、1項、議会費、予算額6,349万3,000円、前年比マイナス22万1,000円、0.3%の減です。この項では、議会活動に係る経費を計上いたしております。

続いて、2款、総務費、1項、総務管理費、予算額15億9,893万3,000円、前年比1億1,952万8,000円、7%の減となっております。減となりました主な要因は、プレミアム商品券等の減によるものであります。この項には、主に町長、副町長、企画振興課、総務財政課、日吉支所、出納室職員の人件費及び総務管理に係る経常的な経費、並びに宇和島地区広域事務組合負担金などを計上しております。

続きまして、2項、徴税費、予算額7,935万1,000円、前年比で1,344万8,000円、14.5%の減となっております。減となりました主な要因は、税務総務費の電算システム改修業務負担金の減によるものであります。この項は、主に町民生活課事務に従事する職員の人件費及び経常的な経費及び賦課徴収に係る経費を計上いたしております。

続きまして、3項、戸籍住民基本台帳費、予算額3,981万8,000円、前年比で160万6,000円の減、3.9%の減となっております。減となりました主な要因は、電算システム改修委託料の減によるものであります。この項は、主に町民生活課戸籍部門職員の人件費及び経常経費を計上いたしております。

続きまして、4項、選挙費、予算額1,292万9,000円、前年比で2,754万1,000円、68.1%の減となっております。減となりました主な要因は、参議院議員選挙費及び愛媛県知事選挙費の減によるものであります。この項には、選挙管理委員会職員の人件費、並びに選挙に係る事務的経費を計上いたしております。5年度には、県議選の経費を計上いたしております。

続きまして、5項、統計調査費、予算額46万1,000円、この項は、基幹統計調査に係る経費を計上いたしております。

6項、監査委員費、予算額155万8,000円、この項は、監査委員活動に係る経費を計上いたしております。

続きまして、3款、民生費に移ります。1項、社会福祉費、予算額12億9,833万8,000円、前年比で3,037万8,000円、2.4%の増となっております。

増となりました主な要因は、介護給付訓練費等給付費の増によるものであります。この項には、主に町民生活課年金部門及び保健部門を除いた保健介護課職員の人件費、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療保険特別会計への繰出金、老人福祉、障がい福祉に係る経費、並びに後期高齢者医療対策に係る経費などを計上しております。

続きまして、同款、2項、児童福祉費、予算額7億7,608万7,000円、前年比で6億7,068万1,000円、46.4%の減となっております。減となりました主な要因は、統合保育所整備に係る経費の減によるものであります。この項は、主に町民生活課児童福祉部門の職員の人件費及び保育所運営に係る経費、並びに児童手当などを計上しております。

3項、災害救助費については、座の設定となっております。

続きまして、4款、衛生費、1項、保健衛生費、予算額5億8,541万5,000円、前年比で5,406万9,000円、8.5%の減となっております。減となりました主な要因は、日吉保健センター施設整備に係る工事請負費の減によるものであります。この項は、主に、保険介護課保健部門職員の人件費、健康診断等健康づくり推進費、予防接種委託料、診療所特別会計繰出金、病院事業会計負担金及び補助金、水道会計負担金及び補助金など保健衛生に係る経費を計上いたしております。

続きまして、4款、2項、清掃費、予算額1億8,613万3,000円、前年比で7,424万円、28.5%の減となっております。減となりました主な要因は、最終処分場施設の閉鎖に係る経費の減によるものであります。この項には、主に、じん芥処理費及び尿運搬業務委託料などを計上いたしております。

続きまして、5款、農林水産業費、1項、農業費、予算額4億6,215万5,000円、前年比で3億7,895万9,000円、45.1%の減となっております。減となりました要因は、ジビエ施設整備に係る経費の減によるものです。この項には、主に農業委員会及び農林課農政部門職員の人件費、農業振興に係る経費及び農業集落排水特別会計繰出金などを計上しております。

2項、林業費、予算額2億6,096万3,000円、前年度比3,111万8,000円、13.5%の増となっております。増となりました主な要因は、森林環境整備事業補助金等の増によるものです。この項は、主に農林課林業部門職員の人件費、林業振興、林道開設等に係る経費を計上しております。

3項、水産業費、予算額96万8,000円、前年同額となっております。

続きまして、6款、商工費、1項、商工費、予算額1億8,088万6,000円、

前年比で6,932万6,000円、27.7%の減となっております。減となりました主な要因は、成川溪谷休養センター施設整備費の減によるものです。この項は、主に企画振興課の商工観光部門職員の人件費及び商工会等支援補助金など、商工振興に係る経費、並びに節安ふれあいの森事業費、成川休養センター費など観光促進に係る経費を計上しております。

7款、土木費、1項、土木管理費、予算額6,768万円、前年度比539万6,000円、8.7%の増となっております。増となりました主な要因は、県土木建設事業費負担金の増によるものであります。この項には、主に建設課職員の人件費及び土木総務に係る経常的な経費を計上いたしております。

2項、道路橋りょう費、予算額3億1,958万6,000円、前年度比1,237万4,000円、3.7%の減となっております。減となりました主な要因は、橋りょう修繕工事費の減によるものであります。この項は、主に道路・橋りょうの維持費、道路・橋りょうの新設改良費を計上いたしております。

同款、3項、河川費、予算額1億3,478万7,000円、前年度比2,712万1,000円、25.2%の増となっております。増となった主な要因は、がけ崩れ防災対策工事の箇所数の増によるものであります。この項は、主にがけ崩れ防災対策事業など、砂防に係る経費を計上いたしております。

4項、都市計画費、予算額8,945万7,000円、前年度比5,385万7,000円、151.3%の増となっております。増となりました主な要因は、鬼北総合公園施設整備工事費の増によるものであります。この項は、主に都市計画に係る経費を計上いたしております。

5項、住宅費、予算額1,520万6,000円、前年度比マイナス46万5,000円、3.0%の減となっております。この項は、主に町営住宅管理に係る経常的な経費などを計上いたしております。

続きまして、8款、消防費、1項、消防費、予算額1億1,376万4,000円、前年度比1,207万5,000円、11.9%の増となっております。増となりました主な要因は、消防ポンプ自動車の購入経費などによるものでございます。この項は、主に消防団活動に係る経費などを計上しております。

9款、教育費、1項、教育総務費、予算額7,175万9,000円、前年度比マイナス554万9,000円、7.2%の減となっております。減となりました主な要因は、広域教育負担金等の減によるものであります。この項には、主に教育長及び学校教育係職員の人件費及び外国語指導助手報酬など、国際交流事業に係る経費などを計

上しております。

2項、小学校費、予算額1億3,533万2,000円、前年度比で1,874万8,000円、16.1%の増となっております。増となりました主な要因は、学校情報教育機器の借上料の増額によるものであります。この項には、小学校の管理及び教育振興に係る経費を計上いたしております。

3項、中学校費、予算額12億8,516万4,000円、前年度比で4億1,268万9,000円、47.3%の増となっております。増の主な要因は、広見中学校改築事業費の増によるものでございます。この項では、中学校の管理及び教育振興に係る経費を計上いたしております。

続きまして、4項、社会教育費、予算額3億810万円、前年度比2,890万4,000円、10.4%の増となっております。増となった主な要因は、史跡等保存整備事業費の増によるものであります。この項には、主に社会教育公民館部門の職員の人件費及び社会教育に係る経常的な経費を計上しております。

次、5項、保健体育費、予算額1億140万7,000円、前年度比1,412万1,000円、16.2%の増となっております。増の主な要因は、保健体育施設整備工事請負費の増によるものであります。この項には、主に社会体育の推進に係る経常的な経費、給食センター及び海洋センター運営に係る経費などを計上しております。

続きまして、10款、災害復旧費、1項、農林水産施設災害復旧費、予算額151万2,000円、前年度比でマイナス20万円、11.7%の減となっております。減の要因は、農地農業用施設災害復旧工事費の減によるものであります。

2項、公共土木施設災害復旧費、予算額33万5,000円は、座の設定でございます。

続きまして、11款、公債費、1項、公債費、予算額9億8,440万1,000円、前年度比で2,901万円、3.0%の増となっております。増となりました主な要因は、平成31年に借り入れました過疎債の元金の償還開始による増であります。

続いて、12款、諸支出金については、座の設定としております。

13款、1項の予備費としまして4,000万円、前年同額を計上いたしております。

次に、歳入について御説明いたしますので、資料の3ページをご覧ください。

1款、町税、予算額9億1,701万1,000円、前年度比で1,654万6,000円、1.8%の増を見込んでおります。

2款の地方譲与税から、9款、地方特例交付金までは、国の地方財政計画に基づき

計上しておりますので、説明のほうは省略をさせていただきます。

10款、地方交付税、予算額38億8,800万円、前年度比で4,970万円、1.3%の増を見込んでおります。

11款、交通安全対策特別交付金、予算額100万円、国の地方財政計画に基づき計上をしております。

12款、分担金及び負担金、予算額4,885万9,000円、前年度比で239万円、5.1%の増となっております。

続きまして、13款、使用料及び手数料、予算額1億5,019万6,000円、前年度比で311万4,000円、2.1%の増となっております。

続いて、14款、国庫支出金、予算額4億9,164万4,000円、前年度比で1億4,144万1,000円、22.3%の減となっております。減となりました主な要因は、新型コロナウイルス感染症対策地方創成臨時交付金が減になったためであります。

15款、県支出金、予算額5億1,997万6,000円、前年度比でマイナス1億3,844万3,000円、21.0%の減となっております。減となった主な要因としましては、ジビエ施設整備に係る県補助金が減になったためであります。

16款、財産収入、予算額3,430万5,000円、前年度比913万6,000円、36.3%の増となっております。増の要因は、立木売却代金、物品売却代金の増によるものであります。

17款、寄附金、予算額7,723万円、前年度比マイナス230万円、2.9%の減となっております。減の主な要因は、ふるさと納税寄附金の減によるものであります。

18款、繰入金、予算額5億7,624万8,000円、前年度比1億7,692万6,000円、44.3%の増となっております。増となった主な要因は、庁舎建設基金、公共施設等整備管理基金の取り崩しによる増であります。

19款、繰越金につきましては、3,000万円を計上いたしております。

20款、諸収入、予算額1億7,623万3,000円、前年度比マイナス8,873万5,000円、33.5%の減となっております。減の主な要因は、プレミアム商品券販売収入の減によるものであります。

21款、町債、予算額19億1,633万8,000円、前年度比でマイナス7億443万3,000円、26.9%の減となっております。減となりました主な要因は、保育所施設整備事業債、ジビエ施設整備事業債などが減になったためであります。

続きまして、5ページをご覧ください。

一般会計予算性質別構成となっております。

一般会計を性質別に見ますと、歳入のうち、自主財源であります、1款、町税につきましては、9億1,701万1,000円で、全体の構成比は10.0%となっております。

依存財源のうち、10款の地方交付税が、38億8,800万でありまして、全体の42.2%を占めております。

21款、町債につきましては、19億1,633万8,000円で、全体の20.8%を占めております。

次に、表下段、歳出になりますが、全体に占める義務的経費の割合は34.8%、経常的経費の割合が27.3%、投資的経費の割合が28.9%、その他9.0%となっております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○会計管理者（古谷忠志君）

続きまして、議案第32号、令和5年度鬼北町用品調達特別会計予算について御説明いたします。

予算書第1表、歳入歳出予算の歳出から説明いたしますので、予算書2ページを開きください。

1款、1項、用品調達費は、各課で使用する封筒など事務用品の購入費であり、929万2,000円を計上いたしております。

2款、1項、文書作業費は、コピー用紙、インクなどの消耗品、本庁及び出先の印刷機器等の借上料であり、747万6,000円を計上いたしております。

3款、1項、諸費は、本会計の収益金として一般会計へ繰り出すものであり、48万6,000円を計上いたしております。

4款、1項、予備費については、10万円を計上しております。

次に、歳入について説明いたしますので、前の1ページにお戻りください。

1款、1項、用品調達収入は、購入物品の販売収入986万8,000円を計上いたしております。

2款、1項、文書作業収入は、コピー印刷代による収入747万6,000円を計上しております。

3款、1項、繰越金は、座の設定として1万円を計上いたしております。

以上、歳入合計、歳出合計ともに1,735万4,000円を計上するものでありま

す。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○町民生活課長（善家直邦君）

それでは、議案第33号、令和5年度鬼北町国民健康保険特別会計予算について御説明をいたします。

はじめに、予算書2ページをご覧ください。

第1表、歳入歳出予算の歳出から説明をいたします。

1款、1項、総務管理費は、人件費や運営費などの事務的経費で、2,621万7,000円を計上するものです。

次に、同款、2項、徴税費は、国民健康保険税の賦課徴収に係る経費として25万4,000円を、同款、3項、運営協議会費は、国民健康保険運営協議会の開催等に係る経費として23万9,000円を計上するものであります。

続いて、2款、1項、療養諸費は、被保険者の医療費審査支払手数料等の費用で、8億8,464万6,000円を計上するものであります。

同款、2項、高額療養費は、医療費が自己負担限度額を超えた場合に支払われるもので、1億4,471万6,000円を計上するものです。

次に、同款、3項、移送費、12万円は座の設定です。

続いて、同款、4項、出産育児諸費は、出産育児一時金350万円を、同款、5項、葬祭諸費は、45万円を計上するものです。

同款、6項、傷病手当金は、給与等を受けている国民健康保険の被保険者が、新型コロナウイルス感染症に感染したとき、または、発熱等の症状があり、当該感染が疑われる場合に支給される傷病手当金で、432万円を計上するものです。

次に、3款、1項、医療給付費分、同款、2項、後期高齢者支援金等分、同款、3項、介護納付金分は、愛媛県に支払う納付金で、総額2億7,410万6,000円を計上するものです。

続いて、4款、1項、共同事業拠出金に1,000円を、5款、1項、財政安定化基金拠出金に10万円をそれぞれに座の設定として計上するものです。

3ページをお開きください。

6款、1項、特定健康診査等事業費は、40歳以上の特定健康診査に要する経費で、1,803万9,000円を計上するものです。

次に、同款、2項、保健事業費は、レセプト点検業務及びがん検診事業等の保健活動に係る経費で、788万6,000円を計上するものです。

続いて、7款、1項、基金積立金は、財政調整基金へ利子相当額を積み立てるもので4万6,000円を、8款、1項、公債費は、一時借入金利子1万円をそれぞれ座の設定として計上するものです。

9款、1項、償還金及び還付加算金は、被保険者に還付する保険料及び還付加算金として160万3,000円を、同款、2項、直営診療所勘定繰出金は、へき地診療所への運営に対する国の交付金を国保特別会計を通して診療所特別会計へ繰り出すもので、1,268万2,000円を計上するものです。

次に、10款、1項は、予備費として200万円計上するものです。

続きまして、歳入について御説明いたしますので、1ページをご覧ください。

1款、1項、国民健康保険税は、被保険者から徴収する保険税で、1億8,937万円を計上するものです。

次に、2款、1項、手数料は、国民健康保険税の督促手数料として10万円を計上するものです。

続いて、3款、1項、国庫補助金は、災害臨時特例補助金として3万6,000円を計上するものです。

4款、1項、県補助金は、保険給付費に充てる普通交付金及び保健事業と国保診療所の運営費に充てる特別交付金等、総額10億7,285万円を、同款、2項、財政安定化基金交付金は、座の設定として10万円を計上するものです。

次に、5款、1項、財産運用収入は、財政調整基金の運用利子分で、4万6,000円を計上するものです。

続いて、6款、1項、他会計繰入金は、人件費及び保険税の軽減分等に係る一般会計からの繰入金で、1億1,157万2,000円を、同款、2項、基金繰入金は、財政調整基金からの繰入金として339万2,000円を計上するものです。

次に、7款、1項、繰越金は、前年度繰越金で座の設定として10万円を計上しております。

続いて、8款、1項、延滞金・加算金及び過料は、114万8,000円を、同款、2項、受託事業収入は、座の設定として10万円を、同款、3項、雑入は、主に交通事故等の損害賠償金等の212万1,000円を計上するものです。

以上、歳入合計、歳出合計ともに13億8,093万5,000円を計上するものです。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○保健介護課長（那須周造君）

それでは、議案第34号、令和5年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計予算について説明をいたします。

まず、はじめに、第1表、歳入歳出予算の歳出の予算から説明をいたしますので、2ページをお開きください。

1款、1項、施設管理費は、診療所職員の人件費等の事務費で、8,070万7,000円を、同款、2項、研究研修費は、医師、看護師の研修費用として58万2,000円を計上するものであります。

次に、2款、1項、医業費は、主に医療用機械器具費、薬品等の衛生材料費で、8,870万円を計上するものであります。

続いて、3款、1項、施設整備費は、診療所及び医師住宅の維持管理に係る経費で、70万円を計上するものです。

4款、1項、公債費は、長期債の償還金で、57万1,000円を、5款、1項は、予備費として100万円を計上するものであります。

続きまして、歳入について説明をいたしますので、1ページをご覧ください。

1款、1項、外来収入は、診療報酬等の収入で、1億598万4,000円を、同款、2項は、その他の診療収入は、検査収入等の収入で、749万9,000円を計上するものであります。

次に、2款、1項、使用料は、往診時の自動車使用料として20万4,000円を、同款、2項、手数料は、診断書等の文書料として69万8,000円を計上いたしております。

続いて、4款、1項、他会計繰入金は、一般会計からの繰入金で、3,678万4,000円を、同款、2項、事業勘定繰入金は、へき地診療所の運営費交付金として国民健康保険特別会計からの繰り入れるもので、1,268万2,000円を計上いたしております。

5款、1項、繰越金は、前年度繰越金を座の設定として10万円を、6款、1項、雑入は、休日当番医の謝礼金の収入で、10万8,000円をそれぞれ計上いたしております。

次に、7款、1項、町債は、自動血球計数機、CRP測定装置及びエックス線現像機診断用モニター医療用機器器具の整備購入費で、診療機器整備事業債過疎で820万円を予算計上いたしております。

以上、歳入合計、歳出合計ともに1億7,226万円を予算計上しているものであります。

以上で説明を終わります。御審議よろしくお願いいたします。

引き続きまして、議案第35号、令和5年度鬼北町介護保険特別会計予算について御説明をいたします。

第1表、歳入歳出予算のうち、歳出のほうから説明をいたしますので、3ページをご覧ください。

1款、1項、総務管理費につきましては、職員及び会計年度任用職員の人件費ほか、介護保険事業運営に係る経費2,066万円を、2項、徴収費につきましては、賦課徴収に係る経常的経費として66万2,000円を、3項、介護認定審査会費につきましては、職員及び会計年度任用職員の人件費のほか、介護認定審査会及び認定調査に係る経費として2,526万1,000円を、4項、趣旨普及費につきましては、介護保険制度啓発経費として9万9,000円を、5項、運営協議会費につきましては、運営協議会等に係る経費として22万8,000円をそれぞれ計上いたしております。

次に、2款、1項、介護サービス等諸費につきましては、要介護者に係る居宅介護、施設介護等のサービス給付費として13億6,150万4,000円を、2項、介護予防サービス等諸費につきましては、要支援者に係る介護予防サービス給付費等として4,784万3,000円を、3項、その他諸費につきましては、審査支払い及び共同処理手数料として188万4,000円を、4項、高額介護サービス等費につきましては、高額介護及び高額介護予防サービス費として3,305万円を、5項、高額医療介護サービス等費につきましては、高額医療高額介護合算制度に係る経費として425万円を、6項、特定入所者介護サービス等費につきましては、低所得者に対する居住費、食費の保険給付費として4,815万2,000円をそれぞれ計上いたしております。

次に、3款、1項、一般介護予防事業費として294万5,000円を、2項、包括的支援任意事業費につきましては、職員の人件費のほか、家族介護支援事業費等に係る経費として4,288万3,000円を、3項、介護予防生活支援サービス事業費としては、介護予防の居宅サービス等保険給付費に係る経費として5,332万7,000円を計上いたしております。4項、その他諸費につきましては、審査支払手数料として17万円をそれぞれ計上いたしております。

次に、4款、1項、基金積立金につきましては、介護給付費準備基金利子の積立金として6万1,000円を計上いたしております。

4ページに移りまして、5款、1項、償還金及び還付加算金につきましては、40万2,000円を計上いたしております。

次に、6款、1項、予備費につきましては、2,500万円を計上いたしております。

続きまして、歳入について御説明をいたしますので、1ページにお戻りください。

1款、1項、介護保険料につきましては、第1号被保険者介護保険料として2億5,649万7,000円を計上いたしております。

次に、2款、1項、負担金につきましては、認定審査会共同設置負担金及び介護予防サービス等諸費負担金として259万円を計上するものであります。

次に、3款、1項、手数料につきましては、介護保険料に係る督促手数料として3万1,000円を計上いたしております。

次に、4款、1項、国庫負担金につきましては、保険給付費等に係る介護給付費国庫負担金として2億7,173万2,000円を、2項、国庫補助金につきましては、介護保険調整交付金及び地域支援事業費国庫交付金として1億7,526万4,000円をそれぞれ予算計上いたしております。

次に、5款、1項、支払基金交付金につきましては、保険給付費等に係る介護給付費交付金等として4億1,929万3,000円を計上いたしております。

次に、6款、1項、県負担金につきましては、介護給付費等に係る介護給付費県負担金として2億1,462万7,000円を、2項、県補助金につきましては、地域支援事業費県補助金として1,305万4,000円をそれぞれ予算計上いたしております。

次に、7款、1項、財産運用収入につきましては、介護給付費準備基金利子として6万1,000円をそれぞれ計上いたしております。

次に、8款、1項、一般会計繰入金につきましては、介護給付費一般会計繰入金、事務費一般会計繰入金等として2億8,210万7,000円をそれぞれ計上いたしております。

2項、基金繰入金につきましては、介護給付費等準備基金繰入金として3,305万6,000円を計上いたしております。

2ページをお開きください。

9款、1項、繰越金につきましては、座の設定として1,000円を計上いたしております。

次に、10款、1項、延滞金・加算金及び過料につきましては、5万1,000円を、2項、雑入につきましては、1万7,000円をそれぞれ計上いたしております。いずれも座の設定といたしております。

以上、歳入合計、歳出合計ともに1億6,838万1,000円を計上するものがあります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いをいたします。

○町民生活課長（善家直邦君）

それでは、議案第36号、令和5年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計予算について御説明をいたします。

はじめに、第1表、歳入歳出予算の歳出から説明いたしますので、2ページをお開きください。

1款、1項、総務管理費は、人件費などの事務的経費で、510万6,000円を計上するものです。

次に、同款、2項、徴収費は、保険料徴収に係る経費で、8万8,000円を計上するものです。

続いて、2款、1項、後期高齢者医療広域連合納付金は、1億8,287万円を計上するもので、これは愛媛県後期高齢者医療広域連合の事業実施に伴う事務的な経費及び徴収した保険料等を広域連合へ納付するものであります。

3款、1項、償還金及び還付加算金は、30万1,000円を計上するもので、これは過年度保険料の過誤納付等が生じた場合に還付するものです。

次に、4款、1項、予備費は、10万円を計上するものです。

続きまして、歳入について御説明いたしますので、1ページをご覧ください。

1款、1項、後期高齢者医療保険料は、被保険者から徴収する保険料として1億870万円を計上するものです。

次に、2款、1項、手数料は、督促手数料2万円を計上するものです。

続いて、3款、1項、一般会計繰入金は、事務費及び保険料軽減分の町負担分として7,944万円を計上するものです。

4款、1項、繰越金は、前年度繰越金で1,000円を計上しており、座の設定であります。

次に、5款、1項、延滞金・加算金及び過料は、座の設定として2,000円を、同款、2項、償還金及び還付加算金は、広域連合に支払った保険料の還付金等で30万1,000円を、同款、3項、雑入は、設定として1,000円をそれぞれ計上するものであります。

以上、歳入合計、歳出合計ともに1億8,846万5,000円を計上するものです。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○水道課長（上田 司君）

議案第37号、令和5年度鬼北町水道事業会計予算について御説明をいたします。

1ページをお開きください。

第3条につきましては、収益的収入及び支出の予定額を定めるものでございます。

収入につきましては、第1款、水道事業収益の予定額を4億468万8,000円とするものでございます。

第1項、営業収益につきましては、主に水道料金でありまして、2億7,183万7,000円を計上しております。

第2項、営業外収益1億3,283万1,000円につきましては、一般会計からの補助金等を計上するものでございます。

第3項、特別利益につきましては、2万円を計上しております。

支出につきましては、第1款、水道事業費用の予定額を3億3,289万8,000円とするものでございます。

第1項、営業費用は、水道施設の管理等に要する経費として2億8,562万9,000円を計上しております。

第2項、営業外費用4,606万9,000円につきましては、企業債の支払利息等を計上するものでございます。

第3項、特別損失は20万円、第4項、予備費は100万円をそれぞれ計上しております。

2ページをお開きください。

4条は、資本的収入及び支出の予定額を定めるものでありまして、収入につきましては、第1款、資本的収入の予定額を6億3,051万3,000円とするものです。

第1項、企業債は、5億860万円を計上しております。

第2項、国庫支出金は、4,089万1,000円を計上しております。

第3項、県支出金の1万円につきましては、座の設定でございます。

第4項、他会計負担金8,000万円につきましては、一般会計からの負担金を計上するものでございます。

第5項、工事負担金につきましては、施設加入負担金といたしまして、101万2,000円を計上しております。

支出につきましては、第1款、資本的支出の予定額を7億9,894万7,000円とするものでございます。

第1項、建設改良費は、水道施設の整備に要する経費として5億8,110万円を

計上しております。うち工事請負費には、鬼北町上水道施設電気計装設備更新工事請負費4億9,500万円を含む5億5,000万円を計上しております。

第2項、企業債償還金は、2億1,784万7,000円を計上するものでございます。

なお、資本的収入額が、資本的支出額に対して不足する1億6,843万4,000円につきましては、当年度分損益勘定留保資金などで補填をするものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○保健介護課長（那須周造君）

議案第38号、令和5年度鬼北町病院事業会計予算について御説明をいたします。

1ページをお開きください。

本会議では、第3条及び第4条についての説明とさせていただきます。

まず、第3条につきましては、収益的収入及び支出の予定額を定めるものでありまして、収入につきましては、第1款、病院事業収益の予定額を9億9,429万5,000円とするものであります。

第1項、医業収益7億1,691万1,000円につきましては、主に入院収益と外来収益を計上するものであります。

第2項、医業外収益2億4,528万3,000円につきましては、他会計からの負担金と長期前受金戻入の収益等を計上するものであります。

第3項、附帯事業収益は、3,200万円につきましては、訪問看護ステーション収益を計上いたしております。

第4項、特別利益10万1,000円につきましては、座の設定といたしております。

次に、支出につきましては、第1款、病院事業費用の予定額を9億9,351万円とするものであります。

第1項、医業費用につきましては、病院事業の運営に要する経費といたしまして、9億5,360万7,000円を計上いたしております。

第2項、医業外費用につきましては、企業債等の利息及び雑損失の費用として570万2,000円を計上いたしております。

第3項、附帯事業費は、訪問看護等報酬交付金として3,200万円を計上いたしております。

第4項、特別損失20万1,000円につきましては、座の設定といたしております。

第5項、予備費につきましては、200万円を予算計上いたしております。

2ページに移りまして、第4条につきましては、資本的収入及び支出の予定額を定めるものでございます。

まず、収入につきましては、第1款、資本的収入の予定額を4億5,875万6,000円とするものであります。

第1項、企業債につきましては、施設及び医療機器整備に係る企業債として4億1,520万円を計上いたしております。

第2項、他会計負担金につきましては、一般会計からの負担金として1,288万8,000円を計上いたしております。

第3項、補助金3,066万8,000円につきましては、医療機器整備に係る国庫補助金等を計上いたしております。

次に、支出につきましては、第1款、資本的支出の予定額を4億7,182万4,000円とするものであります。

第1項、建設改良費につきましては、施設整備に係る設計監理費及び工事請負費として2億5,170万円を計上いたしております。

第2項、固定資産購入費につきましては、医療及び施設機器購入費として1億9,434万9,000円を計上いたしております。

第3項、企業債償還金につきましては、2,577万5,000円を計上いたしております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,306万8,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金1,306万8,000円で補填する予定でございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○環境保全課長（森 明君）

続きまして、議案第39号、令和5年度鬼北町下水道事業会計予算につきまして、説明いたします。

1ページをお開きください。

第3条は、収益収入及び支出の予定額を定めるものであります。

収入につきましては、第1款、下水道事業収益の予定額を2億725万8,000円とするものであります。

第1項、営業収益は、主に下水道使用料でありまして、6,047万3,000円を計上しております。

第2項、営業外収益1億4,554万2,000円につきましては、一般会計からの負担金、補助金等を計上するものであります。

第3項、特別利益は、124万3,000円を計上しております。

次に、支出につきましては、第1款、下水道事業費用の予定額を2億725万8,000円とするものであります。

第1項、営業費用は、下水道施設の管理等に要する経費として1億9,657万2,000円を計上しております。

第2項、営業外費用769万4,000円につきましては、企業債の支払利息等を計上するものであります。

第3項、特別損失は80万2,000円、第4項、予備費は219万円をそれぞれ計上しています。

2ページをお開きください。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額を定めるものであります。

収入につきましては、第1款、資本的収入の予定額を9,796万2,000円とするものであります。

第1項、企業債は、2,520万円を計上しております。

第2項、補助金3,301万円は、建設改良費に伴う国・県や町からの補助金を計上しております。

第3項、負担金等の3,975万2,000円は、一般会計からの負担金等を計上しております。

次に、支出につきましては、第1款、資本的支出の予定額を9,682万1,000円とするものであります。

第1項、建設改良費6,265万8,000円は、農集及び公共浄化槽等の施設の整備に要する経費を計上しております。

第2項、企業債償還金は、3,416万3,000円を計上するものであります。

続きまして、第4条の2につきましては、今回2つの特別会計が、令和3年3月末で内決算となります。

地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により、地方公営企業法の適用を受ける令和5年度以前の会計年度に発生した2つの特別会計の債権及び債務として、未収金を3,853万3,000円、未払い金を3,756万1,000円として整理するものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほう、よろしく申し上げます。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから総括質疑を行います。

新年度の予算につきましては、この後、予算常任委員会に審査を付託する予定です。

したがって、総括質疑につきましては、説明のありました予算の概要に関する範囲にとどめていただきたいと思います。

質疑はありませんか。

ありませんか。

○4番（中山定則君）

令和5年度の町長のほうからの施政方針のことで質問をさせていただきます。

昨日、一般質問でもさせていただいたんですが、男女共同参画のことなんですが、施政方針の5ページ、女性の活躍推進、それと、最後のところの14ページの上のほう、自治会、PTA、防災士における女性の割合や、女性委員の登用を推進するなど、男女の声が共に地域社会に反映される体制づくりを支援しますということで、今年度も施政方針をされたわけなんですが、これを強力で推進する考えなのか、再度説明をお願いします。

それと、今年度の施政方針の中で、本年度令和4年度改築予定だったJR近永駅の関係のことが、改築については、先の議員の全員協議会で担当課長のほうから、今年度当初予算での計上は見送るという説明がありました。

令和4年度、今年度改築予定ということで、昨年6月、近永駅改築工事関係を含む補正予算を計上されましたが、採決の結果、否決されました。その後、議員の全員協議会等でも協議をされてきましたが、もうそれから長くなって、もう今年度、再提出できる見込みがなくなりました。

令和5年度、この施政方針の中からも改築について触れられていませんが、再度この見送ったことについて説明をお願いします。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

昨日、私が大変反省しておると申し上げましたのは、町の行政側の管理職の部分についての女性の登用というところについて、全国平均に至っていないということについて、私自身反省をしているというふうに申し上げた部分であります。

ここの最後の部分に書いておりますのは、私もそれぞれの各年度の最初には、気になるといいますか、自治会長、自治会、失礼しました。区長さんとか、組長さんとか、PTAの役員さん方が女性の方がいっぱいになっていらっしゃるかなということで、楽しみに見るというような状況でございます。

私のパートナーも、防災士のほうは取っておりますけども、吉波の地域でも、女性の方がいっぱい防災士を取ってもらって、活気が出てきとるなということで、ありがたく思っております。

そのように、それぞれの地域で必要に応じて男性だから駄目だとか、女性だから駄目だとかいうことなしに、男性でも女性でも、適応したそれぞれのお立場に応じた役職というものをどんどん広げていくということが、この田舎の鬼北町においても必要なんじゃないかなと私は思っておりますので、必要に応じて、そのような啓発はしていくべきだなと思っております。

ただ、それぞれの団体等に、うちのほうのスタッフのほうから、そんな働きかけも必要な時期に来とるのかなというふうな感じもいたしておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

それから、近永駅の部分なんですけども、これは御承知のとおり、議長名でいただきましたその要望書の中身について、三角の屋根の部分についての改修についてのそれは差し替えるべきじゃないかというふうな御意見がありましたけれども、その部分については、コンセプトをしっかりと変更しなければならないということでありまして、これについては相当の時間を要するだろうなというところと、御承知のとおり、行政側だけではなしに、一般の方々の御意見が入るとる部分があるということで、議長さんからの要望書のとおり、では三角の屋根を1回取り下げて、しっかり違う形のものを提案しますということには、すぐにはならないんじゃないかなと私は思っております。

ですから、悩んでおるわけでありまして、ただ、もう設計ができて2年余りがたちましたので、あの設計書そのものが、なかなかもう利用しづらくなってきておるといのも事実でありまして、それも含めて、今協議をしているところであります。

今しなければならないのは、議会議長名で出された部分について、その後、やはりしっかりと町民の方々にもお話をして、町としては、今こういうようなところで悩んでおると、また、これからこのようにしたいがというふうなところをお示しをすべきじゃないかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、了承ですか。

○4番（中山定則君）

最初の男女共同参画の件なんですけど、令和5年度が第三次の最終年度になりますので、強く推進をしていただけたらと思います。予算上は、ちょっとはっきり今見て分からなかったの、それに係る予算が計上されているのか分からないんですが、とにかく最終年度になる、次年度の計画を立てるに当たっても十分強力で推進をいただきたいということ。

2点目の近永駅改築については、もうだんだん先送りになっているという現状なので、いつになったら改修するんだろうというような声も聞くわけなんですけど、早急な対応をお願いしたらと思います。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、お願いじゃなしに質問をしてください。

答弁は要りますか。

○4番（中山定則君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

答弁をお願いします。

○町長（兵頭誠亀君）

1点目の分につきましては、先ほど申し上げましたように、必要に応じて、それぞれのスタッフを通じて、各団体向けに必要な啓発活動をしていくというところで御理解いただきたいと思います。

2点目につきましては、先ほど申し上げましたように、今の段階で三角の屋根というものを取り下げますということは、私の口からは言いがたい部分があります。その部分を御理解いただきまして、これから先どのようになっていくかということをご提案をしていただいた一部の行政側以外の民間の方々にもお示しをしなければならないなというところを、まずは打開策としては、道筋としては持っております。やはりその道を、道筋を誤ると、また道筋を誤ることが一番いけないことだと思いますので、順を追って次のステップに行きたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、了承ですか。

○4番（中山定則君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

そのほか、質疑はありませんか。

○2番（兵頭 稔君）

5年度の施政方針の4ページの予土線沿線市町とJR四国との連携事業を展開し、町の魅力を発信ということで書いてあるんですが、これに具体的にどんなふうにしたいかというのを質問します。

それと、もう1件、11ページの西野々、生田地区導水管というふうに延々と書いてあるんですが、3年度からこれずっと工事されてるように見受けるんですが、いつこの工事が終わるのか教えてください。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

答弁願います。

○町長（兵頭誠亀君）

兵頭議員さんは、この間の桃祭は来ていただいたんですかね。私、分からないんですけども、この間もJRの幹部の方々に来ていただいたんですけども、やはりイベントとしてしっかりと5つが連携することも大切なんですけども、各市町がそれぞれの見せ場といいますか、ちゃんとやってますよということをまずはお見せすることも必要なんじゃないかなということで、満を持してといいますか、コロナの収束に当たり、桃祭、決行したんですけども、マスコミ報道では1,500人となっておりますけども、本当にいろんな方にお越しいただいたと。

うれしかったのは、JR予土線を利用した方が150人いらっしゃったということです。その目的のために、桃祭の1つがあるわけなんですけども、そういうところがJRさんには、多分しっかりと見ていただいとるんじゃないかなと思うんです。こういうのを各5市町でやっていくというようなところが大切じゃないかなと思ってます。

今までに、ここにこういうふうに明記したのは、今までは高知側は高知側、愛媛県側は愛媛県側でイベントをしとるもんですから、今回からはそれぞれの県だけになしに、両県で話をして、両県をまたがるようなこともできるんじゃないかなとい

うことをここでは書いておいて、5市町の首長さんで、そこについては握手しとるということは御理解いただきたいと思いますと思っております。

2点目の分については、水道課長のほうから答弁をさせます。

○議長（芝 照雄君）

兵頭議員、今の2点目の水道の事業の関係ですけど、ちょっと細部にわたりますので、それは予算常任委員会のほうで質疑をお願いします。

そのほか、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

日程第12、議案第31号、令和5年度鬼北町一般会計予算についてから、日程第20、議案第39号、令和5年度鬼北町下水道事業会計予算についてまでの以上9件は、予算常任委員会に審査を付託したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、日程第12、議案第31号、令和5年度鬼北町一般会計予算についてから、日程第20、議案第39号、令和5年度鬼北町下水道事業会計予算についてまで、以上9件は予算常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

日程第21、発議第1号、鬼北町議会個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題とします。

議会運営委員長、松浦司議員から提案理由の説明を求めます。

○議会運営委員会委員長（松浦 司君）

議会運営委員会委員長の松浦司です。

議案書64ページをお開きください。

発議第1号、鬼北町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを説明いたします。

本議案は、地方自治法第109条第6項及び第7項並びに鬼北町議会会議規則第14条第3項の規定により提出するものです。

提出者は、議会運営委員会であります。

提案理由を説明いたします。

デジタル社会の形成を図るための関係法令の整備に関する法律の施行により、個人情報の保護に関する法律が改正され、議会は同法の適用除外となるため、鬼北町議会における個人情報の取扱いに関する規律を定める条例を制定するものです。

続いて、条例の内容についてを説明いたします。

まず、第1章では、個人情報の適正な取扱いや個人の権利利益を保護することの条例を制定するための目的や、氏名や住所などの個人情報の定義及び議会の責務について規定しております。

第2章では、議会における個人情報の保有の制限、利用目的の明示、従事者の義務、利用及び提供の制限など、議会における個人情報の取扱いについて規定しております。

第3章では、議会が保有している特定の個人情報を容易に検索できるよう体系的に構成した個人情報ファイルの内容を記載した帳簿のうち、一定の内容、規模等を有するものを個人情報ファイル簿として作成・公表することについて規定しております。

第4章では、個人情報の開示請求権、訂正請求権、利用停止請求権及び審査請求などについて規定しております。

第5章では、未整理の保有個人情報に関する適用除外、開示請求等をしようとする者への情報提供、苦情処理、施行状況の公表等について規定しております。

第6章では、職務委託を受けた業務に従事する者、派遣労働者、または、これらに従事していた者が正当な理由なく個人情報ファイルを提供した場合、これらの者が不正な利益を図る目的で提供、または盗用した場合等の罰則を規定しております。

附則、この条例は、令和5年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

討論なしと認めます。

これから発議第1号、鬼北町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

異議なしと認めます。

したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

本日の会議は、議事の都合により、これで延会し、明日から23日までの14日間、休会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

異議なしと認めます。

したがって、本日は、これで延会し、明日から23日までの14日間は休会することに決定いたしました。

なお、3月24日は、定刻に会議を開きます。

次に、休会中の予算常任委員会の審査日程について、予算常任委員会委員長から議長宛てに通知がありましたのでお知らせします。

予算常任委員会は、3月13日、14日、いずれも午前9時から議場で開催されます。

本日はこれをもって延会します。

○副議長(赤松俊二君)

起立願います。

礼。

(午後 0時05分 延会)

地方自治法第123条第2項、の規定により、ここに署名する。

鬼北町議会議長

鬼北町議会議員（10番）

鬼北町議会議員（11番）